○ 大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について(平成23年8月5日23文科高第501号・障発080 5第9号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現 行
	別添
大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針	大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針
本文 (略)	本文 (略)
別表1、別表2(略)	別表 1、別表 2 (略)
(様 式)	(様 式)
番号	番号
年月日	年月日
文部科学大臣 (注)	文部科学大臣(注)
殿	殿
厚生労働大臣	厚生労働大臣
申請者	申 請 者 <u>印</u>
大学等確認申請書	大学等確認申請書
標記について、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第3条第1項の規定に基づき申請します。	標記について、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第3条第1項の規定に基づき申請します。
(注) 専修学校又は各種学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 学校に附設されるものを除く。)については不要。	(注) 専修学校又は各種学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 学校に附設されるものを除く。)については不要。
以下、略	以下、略